

# 指定介護老人福祉施設に おける留意事項について

島根県高齢者福祉課施設サービスグループ

# 看護体制加算Ⅱについて

## 平成25年度集団指導以降の看護体制加算Ⅱの取扱い内容

- 本体となる指定介護老人福祉施設（以下、「本体特養」とする。）と併設されている短期入所生活介護（以下「併設ショート」とする。）を兼務している看護職員は、勤務実態、利用者数又はベッド数等に基づき按分する方法により、当該職員の常勤換算数を本体特養と併設ショートに割り振った上で、本体特養と併設ショートそれぞれについて加算の算定の要否を判断することとなる。
- ただし、本体特養に併設されているショートについて、看護職員の勤務が、本体特養と「同時並行的」に行われており、「業務上差支えない」と判断される場合には、本体特養について、加算要件を満たしていれば、看護体制加算Ⅱの算定が可能（本体特養のみ）であると解することもできるが、「同時並行的」、「業務上差支えない」という判断については、個別に行うこととなるので、施設において、明確に根拠を示して説明できるようにしておくこと。

## 今後の取扱い

- 本体となる指定介護老人福祉施設（以下、「本体特養」とする。）と併設されている短期入所生活介護（以下「併設ショート」とする。）を兼務している看護職員は、勤務実態、利用者数又はベッド数等に基づき按分する方法により、当該職員の常勤換算数を本体特養と併設ショートに割り振った上で、本体特養と併設ショートそれぞれについて加算の算定の要否を判断することとなる。
- ただし、本体特養に併設されているショートについて、看護職員の勤務が本体施設と「同時並行的」に行われており、「業務上差支えない」と判断される場合には、本体特養について、加算要件を満たしていれば、**本体特養のみでの看護体制加算（Ⅱ）の算定が可能。**

※ただし書きの適用はあくまでも本体特養のみで算定する場合

# 夜勤体制について

## 夜勤の基準

夜勤時間帯（午後10時～翌日午前5時を含む連続する16時間で、事業所ごとに設定）において、以下のとおり夜勤職員の配置基準が定められている。

## 留意事項

施設において、適切に夜勤時間帯を設定し、夜勤時間帯を通じて基準の介護職員又は看護職員を配置してください。

	施設区分	利用者数＋入所者数	夜勤を行う介護職員・看護職員数
空床利用及び指定短期入所生活介護を併設する指定介護老人福祉施設	従来型	25以下	1
		26以上60以下	2
		61以上80以下	3
		81以上100以下	4
		101以上	4に利用者数＋入所者数が100を超えて25または端数を増すごとに1を加えた数
	ユニット型	2のユニットごとに夜勤を行う介護職員または看護職員数が1（指定介護老人福祉施設のユニット数と指定短期入所生活介護のユニット数を合算した上で、夜勤職員の配置数を算定）	

## 夜勤職員配置加算について①

### 算定要件等

(Ⅰ～Ⅳ共通)

- 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が基準 + 1 以上
- 以下のいずれにも適合している場合は 0.9 以上
  - ①見守り機器を入所者の数の 15 / 100 以上設置
  - ②見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置・検討を実施

(Ⅲ・Ⅳのみ)

- 夜勤時間帯を通じ、看護職員又は以下のいずれかを 1 人以上配置
  - ①特定登録者及び新特定登録者であって社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第 1 条各号のいずれかの行為の実地研修を修了した介護福祉士
  - ②特定登録証の交付を受けた特定登録者
  - ③新特定登録証の交付を受けている新特定登録者
  - ④認定特定行為業務従事者
- ①～③の場合は、喀痰吸引等業務の登録
- ④の場合は、特定行為業務の登録

## 夜勤職員配置加算について②

平成30年度介護報酬改定に関するQ&Aの取扱い  
について（「H30.8.29高齢者福祉課事務連絡」）

### ●平成30年度介護報酬改定に関するQ&A（VOL.6）

<問4>

1月のうち喀痰吸引等ができる職員を配置できる日とできない日がある場合は、夜勤職員配置加算（Ⅰ）、（Ⅱ）と夜勤職員配置加算（Ⅲ）、（Ⅳ）をどのように算定すればよいか。

<答>

夜勤職員配置加算は、月ごとに（Ⅰ）～（Ⅳ）いずれかの加算を算定している場合、同一月においてはその他の加算は算定できないため、喀痰吸引等ができる職員を配置できる日とできない日がある場合に、要件を満たした日についてのみ夜勤職員配置加算（Ⅲ）、（Ⅳ）を算定することは可能だが、配置できない日に（Ⅰ）、（Ⅱ）の加算を算定することはできない。よって、喀痰吸引等ができる職員を配置できない日がある場合は、当該月においては夜勤職員配置加算（Ⅲ）、（Ⅳ）ではなく（Ⅰ）、（Ⅱ）を算定することが望ましい。

### ●取扱い

当県では、1日でも配置できない日がある場合、当該月において算定不可という取扱いをしておりましたが、今回のQ&Aの発出を受けて、国が示した取扱いとすることと致します。なお、当該加算は夜勤時間帯を通じて喀痰吸引等ができる職員を配置できる体制を整えていることに対し、評価されるものであり、当該加算を算定する上で、そのような体制を整えていることが前提であることを申し添えます。

## 個別機能訓練加算について

### 算定要件等

- 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士等を1名以上配置。（入所者数が100を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置かつ機能訓練指導員を常勤換算方法で入所者数を100で除した数以上配置。）
- 個別機能訓練を行う際には、多職種共同で個別機能訓練計画を作成し、計画に基づいて行った訓練の効果や実施方法等の評価等を行う。
- 3月ごとに1回以上利用者に対し個別機能訓練計画の内容を説明し記録を行う。
- 実施時間、訓練内容、担当者等、訓練に関する記録を整備する。

### 留意事項

- 専らとなっていますので、看護職員としての業務も行っているなど、他の職務に従事している機能訓練指導員を以って算定することはできません。
- 計画や訓練の評価等は他職種と共同で行う必要があります。

# 加算の算定に当たって

## 留意事項

- 加算を算定される際には、毎月、算定要件を満たしているかを確認してください。
- その際は、確認したことがわかるよう、書類を残しておいていただきますようお願いいたします。
- 確認の結果、要件を満たさないことが判明した場合は、速やかに取り下げの届出を提出していただきますようお願いいたします。